

建設工事における安全衛生経費の 適切な支払いに向けた取組

国土交通省 不動産・建設経済局
建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室



- 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提。
- 建設工事における安全衛生経費の適切な支払のため、「確認表」と「標準見積書」の作成・普及を推進。

【経緯】

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(平成29年6月閣議決定)において、『安全衛生経費については、(中略)適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施すること。』とされた。
- このことから、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」(平成30年～令和4年)及び「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」(令和4年～)で実効性のある施策を検討。
- 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を推進。
 - ・ 令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」を公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
 - ・ 令和6年3月に「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を作成し、建設業者団体に「標準見積書」の作成・活用を依頼。

【安全衛生対策項目の**確認表**】

- ・ 各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「確認表」を作成
- ・ 見積条件の提示の際に、安全衛生対策項目の「**対策の実施分担**」及び「**費用負担**」を元下間において確認

【安全衛生経費を内訳として明示するための「**標準見積書**」】

- ・ 各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「標準見積書」を作成
- ・ 下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する**見積書**について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる**安全衛生経費を内訳として明示**



安全衛生経費の適切な支払

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）の概要

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

<目的、基本理念>

目的、基本理念

- <目的>（第1条関係）
 - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する
- <基本理念>（第3条関係）
 - 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
 - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
 - 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
 - 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

<国等の責務、法制上の措置等>

国等の責務、法制上の措置等

- <国等の責務>（第4条から第6条まで関係）
 - 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
 - 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
 - 建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる
- <法制上の措置等>（第7条関係）
 - 政府は、施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない

<基本計画等、基本的施策>

基本計画等（第8条・第9条関係）

- 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

基本的施策（第10条から第14条まで関係）

- ①建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- ②責任体制の明確化（下請関係の適正化の促進）
- ③建設工事の現場における措置の統一的な実施（労災保険関係の状況の把握の促進等）
- ④建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進
- ⑤建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進
- ⑥建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

<推進会議の設置>

建設工事従事者安全健康確保推進会議（第15条関係）

関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、「建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び専門的知識を有する者によって構成する「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を設ける

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（令和5年6月13日閣議決定）

はじめに 現状と課題

- ・建設工事の現場での災害により、年間約350名もの尊い命が亡くなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進するとともに周知等が必要である。
- ・一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- ・建設工事従事者の高齢化が進行している中、若手をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

（1）安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

- ・安全衛生経費については、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるよう、安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を図る。
- ・安全衛生経費の必要性や重要性について、発注者、建設業者及び国民一般に対して理解してもらうよう戦略的に広報を実施する。

（2）安全及び健康に配慮した工期の設定

2. 責任体制の明確化
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
 - （1）建設業者間の連携の促進
 - （2）一人親方等の安全及び健康の確保
 - （3）特別加入制度への加入促進等の徹底
4. 建設工事の現場の安全性の点検等
 - （1）建設業者等による自主的な取組の促進
 - （2）工法や資機材等の開発普及の促進
5. 安全及び健康に関する意識の啓発
 - （1）安全衛生教育の促進
 - （2）安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

- （1）社会保険等の加入の徹底
- （2）建設キャリアアップシステムの活用推進
- （3）「働き方改革」の推進

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

- （1）労働安全衛生法令の遵守徹底等
- （2）墜落・転落災害防止対策の充実強化

3. 健康確保対策の強化

- （1）熱中症、騒音障害防止対策
- （2）解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等

（3）新興・再興感染症への対応

4. 人材の多様化に対応した建設現場の安全確保、職場環境の改善

- （1）女性の活躍促進
- （2）増加する外国人労働者の労働災害への対応
- （3）高年齢労働者の安全及び健康の確保

4. 基本計画の推進体制

- （1）関係者における連携、協力体制の強化
- （2）調査・研究の充実

5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

設置趣旨

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」(平成28年法律第111号)に基づく基本計画に記載された施策※を検討するため設置。

※安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策



平成30年6月7日
第1回検討会

検討内容 (主なもの)

- 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策
 - 安全衛生経費の範囲
 - 民間発注者等の理解を得るための方策
- 等

構成員 (令和4年6月27日現在) ◎:座長

■学識経験者

- | | |
|--------|---|
| 大幢 勝利 | 独立行政法人労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所 研究推進・国際センター長 |
| ◎蟹澤 宏剛 | 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授 |
| 城戸 尚治 | 城戸産業医事務所 代表 |

■関係団体

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 本山 謙治 | 建設業労働災害防止協会 技術管理部長 |
| 細谷 浩昭 | 建設労務安全研究会 理事長 |
| 田久 悟 | 全国建設労働組合総連合 労働対策部長 |
| 水野 龍平 | 日本建設産業職員労働組合協議会政策企画局 |
| 藤井 覚 | (一社)日本建設業連合会安全委員会 安全対策部会専門委員 |
| 最川 隆由 | (一社)全国建設業協会 労働問題専門委員会委員 |
| 山谷 朋彦 | (一社)全国中小建設業協会 理事 |
| 鈴木 央 | (一社)日本建設躯体工事業団体連合会 東京建設躯体工業協同組合 副理事長 |
| 関根 健太郎 | (一社)日本建設躯体工事業団体連合会 東京建設躯体工業協同組合 常任理事 |
| 東尾 正 | 全国仮設安全事業協同組合 専務理事 |
| 小岸 昭義 | (株)OGISHI 代表取締役 |

検討経緯

- 平成30年6月7日 第1回 検討会
- ・検討会の設置、検討にあたっての論点
- 平成30年8月27日 第2回 検討会
- ・今後の検討の進め方(案)、実態把握調査計画(案)
- 平成31年1月31日 第3回 検討会
- ・検討の進め方、実態把握調査計画(確定)、関係施策のレビュー
- 平成31年3月～令和元年5月 元請・下請向け実態把握調査
- 令和元年6月24日 第4回 検討会
- ・元請・下請向け実態調査結果(速報)、今後の進め方
- 令和元年10月7日 第5回 検討会
- ・発注者向け実態調査結果(速報)、個人向けアンケート結果(速報)、施策(案)
- 令和元年12月9日 第6回 検討会
- ・安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)(案)について
- 令和4年6月27日 第7回 検討会
- ・安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言) とりまとめ

【R4年度～】
提言で取りまとめられた安全衛生経費の適切な支払いのための
実効性ある施策を推進

＜基本的な考え方＞

「人材」で成り立つ建設業において、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提であり、最優先事項であるとの認識のもと、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための施策の具体化や継続的な進化に取り組む。

①安全衛生経費の「見える化」

②安全衛生経費に関する意識改革

③安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組のフォローアップ・進化

＜安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策＞

(1) 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及

- 元下間における安全衛生対策の認識のズレの解消や安全衛生意識の共有を図るため、建設工事の工種毎に安全衛生対策項目の確認表を作成し、その普及を図る
- 下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を作成し、その普及を図る

WGを設置し、具体的に検討(令和4年～)

(2) 安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報

- 適切な安全衛生経費の確保のためのリーフレットの充実
- インターネットやソーシャルメディアでの情報発信
- 安全衛生経費の確保に関するポスターの作成・配布
- 全国安全週間などでの集中的な広報
- 発注者向けのリーフレットの作成
- 一人親方向けのリーフレットの作成

(3) 施策を体系的に進めるための仕組み構築

- 安全衛生経費の実態に関するフォローアップ調査
- 人材の育成
- 各主体がまとめたガイドブック、事例等をホームページで一元化
- 建設業法第19条の3の徹底

設置趣旨

「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」においてとりまとめられた、「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」を踏まえ、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及に関して検討するため設置。



令和4年11月11日
第1回 WG

検討内容 (主なもの)

- 「安全衛生対策項目の確認表」
- 安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」
- 安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報 等

構成員

(令和6年3月14日現在) ◎:座長

■学識経験者

◎蟹澤 宏剛 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授

■関係団体

青木 富三雄 (一社)住宅生産団体連合会 環境・安全部長

池田 浩和 (一社)JBN・全国工務店協会 副会長

尾下 真規 (一社)日本建設業連合会
安全委員会 衛生対策部会長

田久 悟 全国建設労働組合総連合 労働対策部長

土屋 良直 建設業労働災害防止協会 上席調査役

東尾 正 全国仮設安全事業協同組合 専務理事

藤巻 雄一 (一社)全国建設業協会 労働問題専門委員会委員

細谷 浩昭 建設労務安全研究会 理事長

柳澤 庄一 (一社)建設産業専門団体連合会 専務理事・事務局長

山谷 朋彦 (一社)全国中小建設業協会 理事

検討経緯

令和4年11月11日 第1回 WG

- ・WGの設置、これまでの取組状況と今後の進め方、
確認表作成工種(案)と検討の進め方(案)、令和4年度のスケジュール

令和5年2月1日 第2回 WG

- ・確認表作成の検討体制(報告)、安全衛生対策項目の確認表(案)、
広報に関する事項

令和5年3月23日 第3回 WG

- ・安全衛生対策項目の確認表(案)、広報に関する事項

令和5年10月2日 第4回 WG

- ・安全衛生対策項目の確認表FU、
安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」検討の進め方

令和5年12月25日 第5回 WG

- ・安全衛生対策項目の確認表FU、
安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」(案)、
戦略的広報に関する事項

令和6年3月14日 第6回 WG

- ・安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」(案)、
今後の普及に向けた取組

- 「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」を令和5年8月に公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
 - ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種※の確認表を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくよう依頼。
 - ・すべての建設企業に対して、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。
- ※ 専門工事業団体等の協力を得て、5工種(型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅)の確認表を先行的に検討・作成。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年8月9日

不動産・建設経済局建設市場整備課

建設工事における「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。

今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)(別添1)」及び「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)説明書(以下「説明書」という)(別添2)」を作成しました。

各専門工事業団体に対しては、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表(別添3)を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いしているところ です。

また、すべての建設企業に対しては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしているところ です。

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
安全衛生対策項目	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	開口部養生				
	落下防護ネット・小幅ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
	火災防止				
	危険物の対処(立入禁止措置)				
	調査の実施(埋設物調査・試掘等)				
機械並びに有害物	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
	設備・構造物の点検・保守等				
	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
健康の保持環境の形成のための措置・迅速な対応	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
	職場生活支援施設(トイレ、洗面所等)				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
	安全意識、注意喚起				
その他	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策(仮囲い等)				
	追加項目(当該工事で確認が必要な項目)	注文者	下請	注文者	下請

- 「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を令和6年3月に作成し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
 - ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」及び先行的に作成した工種※の標準見積書を参考に、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を検討、作成いただくよう依頼。
 - ・すべての建設企業に対して、「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、建設工事の現場において、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、安全衛生経費を見積書に内訳明示することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。
- ※ 専門工事業団体等の協力を得て、2工種（型枠、左官）の標準見積書を先行的に検討・作成。

【国土交通省において作成した作成手順】

安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順

1. 安全衛生経費を内訳明示した見積書とは

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費について、適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳として明示した「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいます。

安全衛生経費を内訳として明示した見積書（標準見積書）とは、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、安全衛生経費をしっかりと確保できるようにしていくこととするためのものです。

なお、労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常認められる原価」に含まれるものです。

2. 内訳明示する安全衛生経費の算出方法

安全衛生経費は、その範囲が必ずしも明確ではないため、元下間の安全衛生経費に関する認識のズレが生じ、ひいては下請までの適切な支払いに繋がっていないことが考えられます。

このため、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意するとともに、できる限り明確にする必要があります。

以下に、安全衛生経費の算出方法を例示します。

【先行的に作成した工種の標準見積書（案）「左官工事」（令和6年3月時点）】

御 見 積 書（案）

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社 御中

〇〇左官工業株式会社

☒ 〇〇県〇〇市〇〇区二丁目4番45号
TEL 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇

☐ 〇〇県〇〇市〇〇区2番20号
TEL 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇

☐ 〇〇県〇〇市〇〇区六丁目34番48-4号
TEL 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇

担当者

見積金額 ￥〇〇〇

工 事 名

工 期 令和 年 月 日
令和 年 月 日

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
左官工事	別紙内訳書のとおり					
材料費		1	式		〇〇〇	
労務費		1	式		〇〇〇	
一般管理費		1	式		〇〇〇	
安全衛生経費		1	式		〇〇〇	安全衛生経費 内訳書より
法定福利費		1	式		〇〇〇	
合 計					〇〇〇	

国土交通省において作成した作成手順では、安全衛生経費の内訳として以下の算出方法を例示

- ①個別工事現場（作業場）における安全衛生経費
- ②個別工事現場（作業場）における建設技能者に係る安全衛生経費
- ③店で支出する安全衛生経費

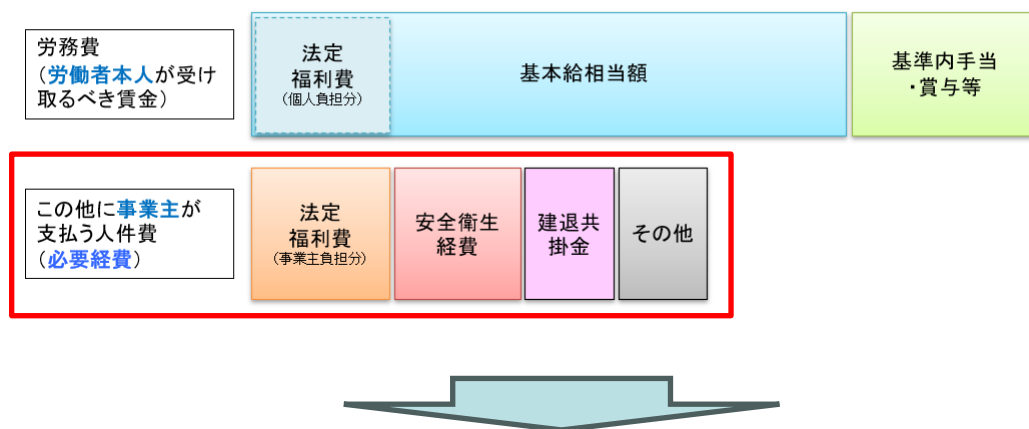
下請契約における必要経費を盛り込んだ見積り促進に向けて

- ✓技能労働者の処遇改善のため、注文者から技能者を雇う下請業者に対し、賃金原資である労務費に加え、法定福利費、安全衛生経費等の必要経費が適正に支払われる必要。
- ✓第三次・担い手三法の改正による、技能者の処遇改善のための新たなルール導入も踏まえ、契約当事者間において適正な見積りを取り交わす契約慣行を広く定着させるため、官民一体となった取組加速化が必要。

技能者の処遇改善に必要な下請代金の確保

- 建設業法における「通常必要と認められる原価」として、**労務費・材料費等に加え、法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金その他の労働者の雇用に伴う必要経費等が想定。**

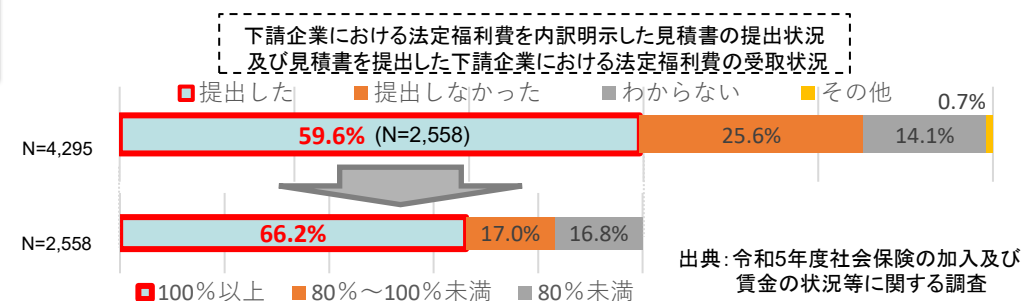
※イメージ図



- 今後、適正施工に必要な労務費・必要経費の内訳等を記載した見積書の作成が努力義務化
- 併せて、著しく低い労務費や必要経費による見積り・見積り変更依頼を禁止

適正な見積書を取り交わす契約慣行の必要性

- これまで、**労務費及び法定福利費、安全衛生経費を含む適正な見積り**について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。
- 現在、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している下請業者は59.6%。そのうち66.2%は内訳明示した額を受け取り。



- 労務費・必要経費の行き渡りには適切な見積りが不可欠だが、まだ不十分。
- 法の施行に向け、適切な見積書を取り交わす契約慣行の定着に向け、官民一体となって取組を加速化させる必要。